

生駒市PTA協議会規約

第Ⅰ章 総 則

(名称及び事務局)

第Ⅰ条 本会は、生駒市PTA協議会と称し、円滑な運営のために事務局を設ける。

(目的)

第Ⅱ条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 生駒市の子どもたちの幸せを守り、健全な育成を本旨とする民主的団体として活動する。
- (2) PTAの健全な発展に資するため、各単位PTAの活動を支援し、PTA相互の連絡協調を図る。
- (3) PTAのあり方について研究を深め、PTAの健全な運営に努める。
- (4) 成人教育活動を盛んにし、社会教育の振興に努める。

(事業の範囲)

第Ⅲ条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行うこととし、如何なる政治的活動、宗教的活動並びに営利を目的とした活動やこれらを支持、支援しないこととする。

- (1) PTA活動に関する講演会、講習会、研究会等の開催。
- (2) PTA活動における安全対策の研究、安全対策事業の奨励と実施に関すること。
- (3) 安全対策に関する災害補償制度の運営。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第Ⅱ章 会 員

(会員)

第Ⅳ条 本会の会員とは、本会を構成する単位PTAの会員及び第7条に規定する役員をいう。

第3章 代議員、理事、役員

(代議員)

第5条 代議員は各単位PTAを代表し、会員と本会との連携を保ちながら、本会の推進役となる。

- 2 代議員は、各単位PTAから会長、本部役員（1名）及び校園長の3名を選出する。
- 3 第7条に規定する本会の役員は代議員となる。

(理事)

第6条 理事は理事会の構成員として本会の運営に当たる。

- 2 理事は、各単位PTAの会長から選出された役員2名とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 若干名 |
| (4) 書記 | 若干名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |
| (6) 活動事業実行委員長 | 1名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |

(役員の選出)

第8条 役員は、規約細則で定める役員選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、理事会、役員会、安全対策委員会及び人権教育推進委員会を招集する。
- (2) 会長は、理事会、役員会、安全対策委員会及び人権教育推進委員会の会議の議長となる。ただし、理事会及び役員会については副会長にこれを委嘱することができる
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 書記は、会議の記録を行い、議事録を整理する。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (7) 活動事業実行委員長は、本会が行う活動事業について、企画立案並びに事業運営を総括する。
- (8) 顧問は、会長及び役員の相談に応じる。
- (9) すべての役員は本会の名において、政治的活動、宗教的活動並びに営利を目的とした活動は行わないこととする。

(役員、理事、代議員の任期)

第10条 役員、理事及び代議員の任期は1年とする。ただし、後任者が決定するまで、その職務を行うものとする。なお、再任は妨げない。

(役員、理事及び代議員の欠員補充)

第11条 会長が欠員となったときは、役員会において副会長の中から会長を選出し、理事会の承認を得る。

- 2 会長以外の役員に欠員が生じたときは、役員会において選出し、理事会の承認を得る。
- 3 理事又は代議員に欠員が生じたときは、その選出母体から補充する。
- 4 欠員の補充により選任された役員、理事及び代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

(機関)

第12条 本会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 安全会
- (5) 人権教育推進委員会
- (6) 部会

(7) 活動事業実行委員会

(8) 常任委員会

(9) 特別委員会

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関で代議員をもって構成する。

- 2 定期総会は、年1回とし、決算、事業報告及び役員の承認並びに予算、事業計画、規約の制定、改廃その他重要議案について審議し、決議する。
- 3 臨時総会は、構成員の2分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認め、役員会の承認を得たとき開くことができる。
- 4 総会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 総会の議長は代議員の中から選出する。

(理事会)

第14条 理事会は、総会につぐ議決機関で役員及び理事をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、理事を除く代議員の出席も求めることができる。

- 2 理事会は、1学期に1回を基本として開催する。ただし、構成員の2分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、理事会を開くことができる。
- 3 理事会は、総会で協議または報告すべき事項及び本会の運営活動の推進についての必要事項を審議し、決議する。
- 4 理事会は、総会の決議事項で急を要すると認めるときは、総会に代わって決議することができる。
- 5 理事会の議事は、出席する役員及び理事の過半数をもって決する。
- 6 前項の規定により総会に代わって決議したときは、会長はその経過及び決議内容を次の総会に報告しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、理事会に提出する議案、その他必要事項を審議する。

(安全会)

第16条 安全会は、会員をもって構成する。

2 安全会には安全対策委員会を置き、PTA活動に関する安全対策について協議・実施する。

3 前項の安全対策委員会は役員をもって構成し、委員長は会長が兼任する。

(人権教育推進委員会)

第17条 人権教育推進委員会は、役員をもって構成する。

2 人権教育推進委員会は、人権教育の推進について協議する。

3 委員長は、会長が兼任する。

(活動事業実行委員会)

第18条 活動事業実行委員会は、活動事業実行委員長及び理事会において選出された理事をもって構成する。

2 活動事業実行委員会は、本会が行う活動事業について、企画立案並びに事業運営を担う。

(部会)

第19条 本会に次の部会を置き、本会規約第2条の目的に沿い、校園に関する事項を協議する。

(校種別部会)

- (1) 幼稚園部会
- (2) 小学校部会
- (3) 中学校部会

(校区別部会)

- (1) 生駒中学校区
- (2) 生駒北小中学校・生駒南中学校区
- (3) 緑ヶ丘中学校区

- (4) 鹿ノ台中学校区
- (5) 上中学校区
- (6) 光明中学校区
- (7) 大瀬中学校校区

(地区別部会)

- (1) 北地区
- (2) 中地区
- (3) 南地区

2 部会の構成、その他必要な事項は規約細則に定める。

(常任委員会)

第20条 本会は、次の常任委員会を置き、それぞれの任務を行う。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 総務委員会 | 組織運営並びに成人教育に関する事業等の事項。 |
| (2) 教育問題委員会 | 幼児、児童、生徒の健康増進、健全育成対策、健やかな成長を求める家庭教育についての研究、研修等の事項。 |
| (3) 進路対策委員会 | 幼児、児童、生徒の進路に関する調査研究等の事項ならびに、本会に所属するPTAを通じてアンケートによる問題や要望の調査研究と要望書を作成等の事項。 |
| (4) 広報委員会 | 機関誌発行等、広報に関する調査研究等の事項。 |

2 常任委員会の構成、その他必要な事項は規約細則に定める。

(特別委員会)

第21条 本会の運営においては特別の必要があるときは、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営は常任委員会に準じて行う。

第5章 経理

(経費)

第22条 本会の経費は、分担金、補助金、安全会会費、必要に応じて徴収する各種活動参加費、その他の収入をもってあてる。

(分担金及び安全会会費)

第23条 分担金及び安全会会費は本会の経費の一部をなし、各単位PTAより徴収する。

- 2 分担金及び安全会会費の額及び納入方法については、規約細則で定める。
- 3 分担金及び安全会会費の額を変更するときは、総会の承認を要する。

(資産の使途制限)

第24条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に支出してはならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 個人情報の取り扱い

(会員の個人情報の取り扱い)

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「生駒市PTA協議会個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第7章 雜則

(規約細則及び内規)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に關し必要な規約細則及び内規は、この規約に反しない限り、理事会においてこれを定める。ただし、規約細則については、その結果をすみやかに代議員に報告しなければならない。

付則

(施行期日)

- 1 付則Ⅰに伴い、従前の生駒市PTA協議会規約(平成28年5月28日施行)は廃止する。
- 2 この規約は、令和元年5月25日から施行する。
- 3 この規約は、令和2年5月23日から改正する。
- 4 この規約は、令和6年5月25日から改正する。

生駒市PTA協議会規約細則

(役員)

第1条 役員に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約第8条で定める役員選考委員会は、役員をもって構成する。但し、前年度の本会会長は除く。
- (2) 役員選考委員会は、規約第7条の役員を選考するにあたり、原則として本会を構成する各中学校区から各1名以上選出するよう努めるものとする。
- (3) 各中学校区から役員を選考する場合、その役員が所属する単位PTA会長の所定の推薦書の提出をもって推薦とする。
- (4) 会長選出は、中学校校区の輪番により、当該中学校校区より選出する。中学校校区の輪番については別表1ならびに、別表2による。
- (5) 会長推薦者の条件として、単位PTAでの役員経験が1年以上ある方、会長以外の推薦者はこの限りではない。
- (6) 顧問は前年度会長が前年度の役員の中から委嘱し、役員選考委員会で選出する。但し、前年度の本会会長は顧問とする。
- (7) 役員選考委員会は、新年度の会員の中から副会長、会計、書記、会計監査及び活動事業実行委員長を選出する。
- (8) 書記のうち1名は事務局長とし、事務局担当校の教頭とする。
- (9) 公職選挙法に定義された公職選挙に立候補した場合、新役員として選出出来ない。また、役員の場合は、役員の職を辞すること。
- (10) 公職選挙法に定義された公職に就いている場合は、新会長として選出出来ない。
- (11) 反社会的勢力を利用、関係している場合、新役員として選出出来ない。また、役員の場合は、役員の職を辞すること。

(部会)

第2条 各部会の構成、その他に関する事項は次のとおりとする。

(校種別部会)

- (1) 校種別部会は、単位PTAの会長及び理事がそれぞれの該当する校種の部会員となる。なお、会員の総意に基づき部会員以外の者を招致することができる。
- (2) 各部会において部会員の互選により、部会長、副部会長、部会書記を選出する。
- (3) 各部会には、担当役員が相談役として加わる。
- (4) 各部会は部会長が招集し、議長となる。
- (5) 部会長、副部会長、部会書記、部会員の任期は、規約第10条を準用する。

(校区別部会)

- (1) 校区別部会は、単位 PTA の会長及び理事がそれぞれ該当する中学校区の部会員となり、中学校の会長が部会長となる。
- (2) 各部会には、担当役員が相談役として加わる。
- (3) 各部会は、規約第7条に定める役員を選出するにあたり、本細則第 1 条(2)の規定に基づき各中学校区から各 1 名以上選出し、規約第8条に定める役員選考会に推薦するものとする。
- (4) 部会長及び部会員の任期は、規約第10条を準用する。

(地区別部会)

地区別部会は校種別部会と校区別部会を補完する部会とする。

(常任委員会)

第3条 常任委員会の構成、その他に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 常任委員会は、理事、代議員及び各単位PTAから選出された常任委員で構成する。
- (2) 常任委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員長及び副委員長は、役員会の推薦により、理事又は代議員の中から選出する。
- (3) 常任委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- (4) 委員長、副委員長及び常任委員の任期は、規約第10条の規定を準用する。

(分担金及び安全会会費)

第4条 分担金及び安全会会費の額及び納入に関する事項は、次の通りとする。

(分担金)

- (1) 各単位PTAの分担金は、年額として園児・児童・生徒 1 人当たり 120 円とする。
- (2) 分担金は、指定日までに事務局へ納入するものとする。

(安全会会費)

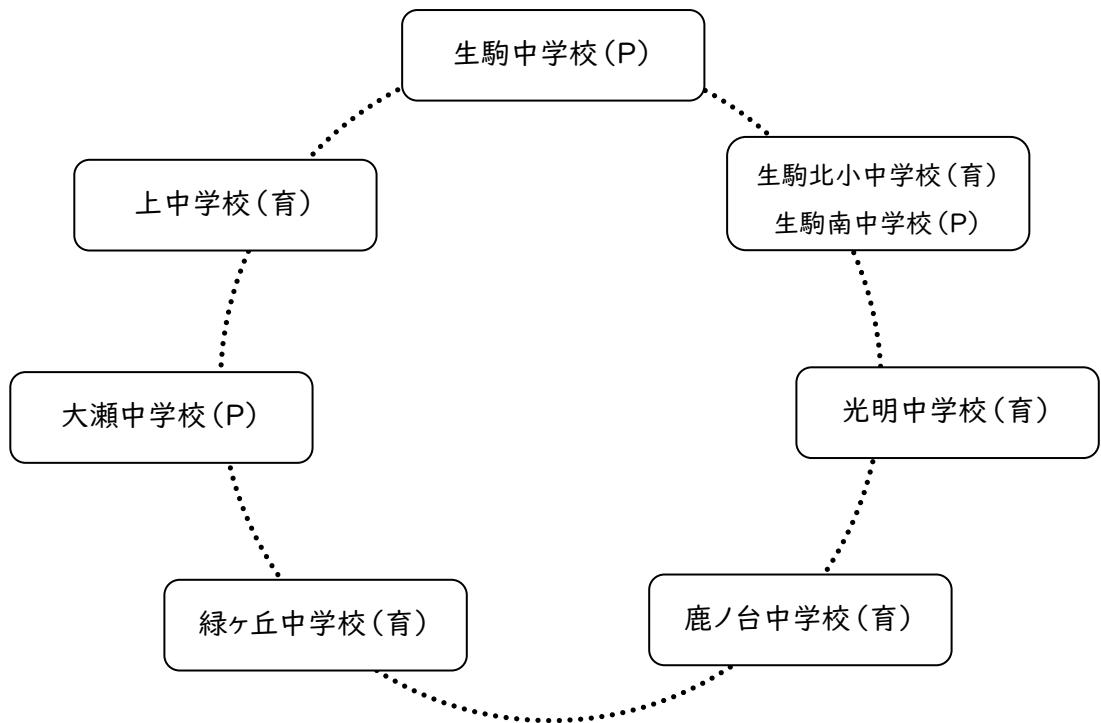
- (1) 安全会会費は、年額として会員 1 世帯当たり 300 円とする。
- (2) 安全会会費は、各単位PTA にて一括して徴収し、指定日までに事務局へ納入するものとする。

(事務局)

第5条 事務局に関する事項は、次の通りとする。

- (1) 事務局には、事務局員を置く。
- (2) 事務局は輪番制とする。(規約細則 別表1, 2参照)

(別表1 ローテーション)



(別表2 校区構成表)

生駒市PTA協議会地区・校区構成表

事務局 担当校年度	地 区	中学校	小学校	幼稚園
令和6年度	中地区	生駒中学校(P)	俵口小学校(P) 桜ヶ丘小学校(P)	俵口幼稚園(育) 桜ヶ丘幼稚園(P)
令和7年度	南地区 北地区	生駒南中学校(P)	生駒北小中学校(育)	南こども園(P)
令和8年度	中地区	光明中学校(育)	生駒台小学校(育)	生駒台幼稚園(育)
令和9年度	北地区	鹿ノ台中学校(育)	鹿ノ台小学校(育)	
令和10年度	中地区	緑ヶ丘中学校(育)	生駒小学校(育) 生駒東小学校(P)	なばた幼稚園(育) 認定こども園生駒幼稚園(育)
令和11年度	南地区	大瀬中学校(P)	壱分小学校(P) 生駒南第二小学校(P)	壱分幼稚園(P)
令和12年度	北地区	上中学校(育)	真弓小学校(P) あすか野小学校(P)	あすか野幼稚園(P)

生駒市PTA協議会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という）は、生駒市PTA協議会（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 代議員：生駒市PTA協議会規約第5条に定める本会の代議員をいう。
- (5) 理事：生駒市PTA協議会規約第6条に定める本会の理事をいう。

- (6) 役員：生駒市PTA協議会規約第7条に定める本会の役員をいう。
- (7) 事務局：生駒市PTA協議会規約細則第5条に定める事務局をいう。

(管理者)

- 第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

(取扱者)

- 第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員、事務局とする。

(利用)

- 第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
- (1) 管理業務等に関する連絡
 - (2) 本会の事業に関する文書等の送付
 - (3) 本会役員・理事・代議員名簿等の作成
 - (4) 本会役員・理事・代議員選出等の推薦活動
 - (5) 運営体制、奈良県及び生駒市に関する委員会・協議会一覧表の作成
 - (6) 本会の事業に関する名簿等の作成
 - (7) ホームページや広報紙への掲載
 - (8) 問い合せまたは依頼等への対応
 - (9) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

- 第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の

遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の取得)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 生徒、児童、園児の氏名及び学校園名
- (6) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(管理と保管)

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、セキュリティソフトを導入する、またはパスワードを設定する等、適正な措置を講じなければならない。

(第三者提供の制限)

第12条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に

提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供日付
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行

政機関を除く)から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)

(秘密保持義務)

第15条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第17条 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出した者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
- 3 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

(漏えい時等の対応)

第18条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、理事会で決議し改定することができる。ただし、本会会長はその経過及び決議内容を次の総会に報告しなければならない。また、本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、令和6年5月25日より施行する。

生駒市PTA協議会 災害補償制度運営細則

- 第1条 本会は規約第3条(3)により災害補償制度の運営に関する細則を定める。
- 第2条 本会は次の災害補償制度の運営を行う。
- (1) 損害賠償制度
 - (2) 傷害補償制度
- 第3条 災害補償制度の運営を円滑にするために、この制度の全部または一部を損害保険会社に委託する。
- 第4条 災害補償制度の取扱い事務局は本会の中に設けるものとする。
- 第5条 災害補償制度に加入できる会員は、本会を構成する単位PTAの会員及び規約第7条に規定する役員をいう。
- 第6条 災害補償制度の内容については別途に定める。

付則

この細則は平成19年4月24日から施行する。

生駒市PTA協議会 見舞金運営細則

- 第1条 本会は規約第3条(3)に定める安全対策の一環として「見舞金」に関する細目を定める。
- 第2条 本会が定める「見舞金」の運営については、生駒市PTA協議会安全対策委員会(以下「委員会」という。)が総括する。
- 第3条 本会が定める「見舞金」の対象となる行事とは、次のようなものをいう。
- (1) 生駒市PTA協議会または単位PTAが主催、共催または後援する行事。
 - (2) その他、生駒市PTA協議会または単位PTAが参加協力する行事で、委員会が認めたもの。
- 第4条 本会が定める「見舞金」の対象となる事故とは、前条の行事に参加中の偶然な事故をいい、私傷病は除外する。
- 第5条 本会が定める「見舞金」の対象者は、次のものをいう。(ただし、本会規約第4条に定める会員を除く。)
- (1) 生駒市PTA協議会または単位PTAが、第3条に定める行事にボランティアとして参加要請した者。
 - (2) 会員の親族。(ただし、生駒市PTA協議会が運営する他の補償制度の対象者を除く。)
- 第6条 本会が定める「見舞金」の内容は次のとおりとする。ただし、1事故あたり30万円を限度とし、これを超える場合は委員会が支給内容等について別途協議のうえ決定する。
- (1) 死亡したとき 1名につき3万円
 - (2) 入院したとき 1名につき1万円
 - (3) 通院したとき 1名につき5千円
- 第7条 本会が定める「見舞金」の支給等に関わる事務手続きについては、別途定める。
- 第8条 本細則に定めのない疑義またはその他問題が生じたときは、委員会で審議し速やかに解決をはかるものとする。

付則

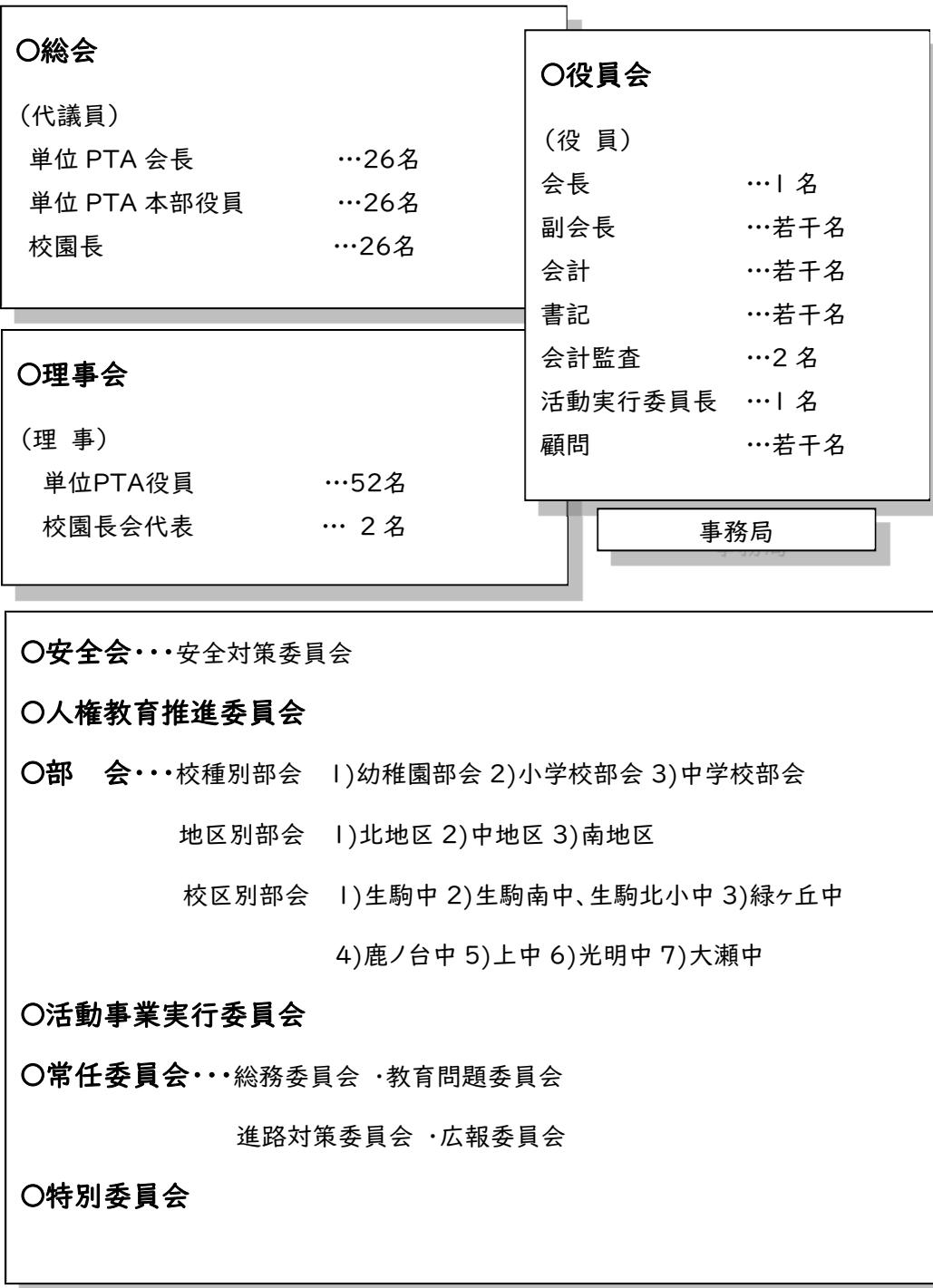
この細則は平成22年5月29日から施行する。

生駒市PTA協議会 安全対策補助金運営細則

- 第1条 本会は、規約第3条(3)に定める安全対策の一環として「安全対策補助金」に関する細則を定める。本会が定める「安全対策補助金」の運営については、生駒市PTA協議会安全対策委員会(以下「委員会」という。)が総括する。
- 第2条 本会が定める「安全対策補助金」の対象となる行事とは、次のようなものをいう。
(1) 単位PTAが主催、共催または後援する行事。
(2) その他、単位PTAが参加協力する行事で、委員会が認めたもの。
- 第3条 本会は、前条に定める行事の実施に際して、本会会員及び園児・児童・生徒の安全を確保するため、あるいは健康被害を防ぐことを目的として、単位PTAが講じる措置または対策に対して、「安全対策補助金」を支給するものとする。
- 第4条 本会が定める「安全対策補助金」は、第3条に定める行事につき1万円を限度とする。また、「安全対策補助金」の支給は、原則として、1年に1回とする。
- 第5条 本会が定める「安全対策補助金」の支給等に関わる事務手続きについては、別途定める。
- 第6条 本細則に定めのない疑義またはその他問題が生じたときは、委員会で審議し速やかに解決をはかるものとする。

付則 この細則は平成20年5月31日から施行する。

生駒市 PTA 協議会組織図



単位 PTA

【幼稚園 8校】

なばた幼稚園育友会	認定こども園生駒幼稚園育友会
生駒台幼稚園育友会	俵口幼稚園育友会
南こども園 PTA	あすか野幼稚園 PTA

桜ヶ丘幼稚園 PTA
壱分幼稚園 PTA

【小学校 10校】

生駒小学校育友会	俵口小学校 PTA
生駒台小学校育友会	鹿ノ台小学校育友会
生駒東小学校 PTA	桜ヶ丘小学校 PTA
真弓小学校 PTA	あすか野小学校 PTA

壱分小学校 PTA
生駒南第二小学校 PTA

【中学校 7校】

生駒中学校 PTA	鹿ノ台中学校育友会
生駒南中学校 PTA	上中学校育友会
緑ヶ丘中学校育友会	光明中学校育友会

大瀬中学校 PTA

【小中一貫校 1校】

生駒北小中学校育友会

生駒市PTA協議会 事務局

住 所 : 〒630-0257

生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル内

TEL／FAX : 74-1126

e-mail : ptaikoma@m3.kcn.ne.jp

ホームページ : <https://www.ikomapta.com>

勤務日 : 原則として月・水・金

AM9:30～12:30